

定期報告年度別対象一覧

記号	用途・規模(いずれかに該当するもの)	特定行政庁	用途	令和2年度			令和3年度			令和4年度				
				建築	設備	防火	建築	設備	防火	建築	設備	防火		
福岡県	<b>A</b> 劇場・映画館・演芸場・観覧場・公会堂・集会場 ・地階又は3階以上の階のA>100㎡(※) ・客席部分のA≥200㎡(Aが避難階のみにあるものは除く) ・主階が1階にないもの(劇場・映画館・演芸場) ・A>300㎡(劇場・映画館・演芸場・観覧場) <b>B</b> ホテル、旅館 ・地階又は3階以上の階のA>100㎡(※) ・2階のA≥300㎡ ・地階又は3階以上の階にAを含み、かつA>300㎡ <b>C</b> 病院 <b>J</b> 有床診療所 ・地階又は3階以上の階に当該用途があるもの(※) ・2階のA≥300㎡ ・階数が3以上 かつ A>300㎡ 上記規模以外で、床面積が200㎡を超える建物は防火設備のみ対象 <b>D</b> 百貨店・マーケット・その他物品販売を営む店舗・展示場等 ・地階又は3階以上の階のA>100㎡(※) ・2階のA≥500㎡ ・A≥3000㎡(Aが避難階のみにあるものは除く) ・地階又は3階以上の階にAを含み、かつ A>1000㎡(展示場除く) <b>E・F・G</b> 共同住宅 ・5階以上に当該用途(福岡市のみ5階以上のいずれかの階のA>100㎡(※)) <b>H</b> 地下街 ・居室の床面積の合計>1500㎡ <b>I</b> 飲食店等<※1> ・地階又は3階以上の階のA>100㎡(※) ・2階のA≥500㎡ ・A≥3000㎡(Aが避難階のみにあるものは除く) <b>K・L・M</b> 就寝用福祉施設<※2> ・地階又は3階以上の階のA>100㎡(※) ・2階のA≥300㎡ 上記規模以外で、床面積が200㎡を超える建物は防火設備のみ対象 <b>N</b> 体育館、博物館、美術館等<※3> ・3階以上の階のA>100㎡(※) ・A≥2000㎡(Aが避難階のみにあるものは除く)	A	劇場、映画館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		B	ホテル、旅館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		C	病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		D	百貨店、マーケット	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		E												
		F	共同住宅	○										
		G					○							
		I	飲食店等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		J	有床診療所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		K			○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		L	就寝用福祉施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		M			○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		N	体育館、博物館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
北九州市	<b>A</b> 劇場、映画館等 <b>B</b> ホテル、旅館 <b>C</b> 病院 <b>D</b> 百貨店、マーケット <b>E</b> <b>F</b> 共同住宅 小倉北区 門司区・小倉南区・戸畑区 若松区・八幡東区・八幡西区 <b>G</b> <b>I</b> 飲食店等 <b>J</b> 有床診療所 <b>L</b> 就寝用福祉施設 <b>M</b> <b>N</b> 体育館、博物館等	A	劇場、映画館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		B	ホテル、旅館	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		C	病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		D	百貨店、マーケット	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		E												
		F	共同住宅	○										
		G					○							
		I	飲食店等	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		J	有床診療所	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		L	就寝用福祉施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		M			○	○	○	○	○	○	○	○		
		N	体育館、博物館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		福岡市	<b>A</b> 劇場、映画館等 <b>B</b> ホテル、旅館 <b>C</b> 病院 <b>D</b> 百貨店、マーケット <b>E</b> <b>F</b> 共同住宅 東区・城南区・早良区 博多区・南区 中央区・西区 <b>G</b> <b>H</b> 地下街 <b>I</b> 飲食店等 <b>J</b> 有床診療所 <b>K</b> 就寝用福祉施設 <b>N</b> 体育館、博物館等	A	劇場、映画館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○
B	ホテル、旅館			○	○	○	○	○	○	○	○	○		
C	病院			○	○	○	○	○	○	○	○	○		
D	百貨店、マーケット			○	○	○	○	○	○	○	○	○		
E														
F	共同住宅			○										
G							○							
H	地下街			○	○	○	○	○	○	○	○	○		
I	飲食店等			○	○	○	○	○	○	○	○	○		
J	有床診療所			○	○	○	○	○	○	○	○	○		
K	就寝用福祉施設			○	○	○	○	○	○	○	○	○		
N	体育館、博物館等			○	○	○	○	○	○	○	○	○		
久留米市	<b>A</b> 劇場、映画館等 <b>B</b> ホテル、旅館 <b>C</b> 病院 <b>D</b> 百貨店、マーケット <b>E</b> <b>F</b> 共同住宅 H31.4.30以前に竣工したもの 旧雇用促進住宅(久留米市指定) R15.1以後に竣工したもの <b>G</b> <b>I</b> 飲食店等 <b>J</b> 有床診療所 <b>L</b> 就寝用福祉施設 <b>N</b> 体育館、博物館等			A	劇場、映画館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		B	ホテル、旅館	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		C	病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		D	百貨店、マーケット	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		E												
		F	共同住宅	○										
		G					○							
		I	飲食店等	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		J	有床診療所	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		L	就寝用福祉施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		N	体育館、博物館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		大牟田市	<b>A</b> 劇場、映画館等 <b>B</b> ホテル、旅館 <b>C</b> 病院 <b>D</b> 百貨店、マーケット <b>E</b> <b>F</b> 共同住宅 <b>G</b> <b>I</b> 飲食店等 <b>J</b> 有床診療所 <b>K</b> <b>L</b> 就寝用福祉施設 <b>M</b> <b>N</b> 体育館、博物館等	A	劇場、映画館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				B	ホテル、旅館	○	○	○	○	○	○	○	○	○
C	病院			○	○	○	○	○	○	○	○	○		
D	百貨店、マーケット			○	○	○	○	○	○	○	○	○		
E														
F	共同住宅			○										
G							○							
I	飲食店等			○	○	○	○	○	○	○	○	○		
J	有床診療所			○	○	○	○	○	○	○	○	○		
K					○	○	○	○	○	○	○	○		
L	就寝用福祉施設			○	○	○	○	○	○	○	○	○		
M					○	○	○	○	○	○	○	○		
N	体育館、博物館等			○	○	○	○	○	○	○	○	○		

<※>上記の用途・規模で、かつ法第6条第1項第一号に該当する建物が定期報告対象となります。

**【記載内容の凡例】**  
**A**: 当該用途の床面積  
**・地階又は3階以上の階のA>100㎡**  
 地階又は3階以上の階にある当該用途の床面積が100㎡超  
**・2階のA≥300㎡**  
 2階の当該用途の床面積が300㎡以上  
**・地階又は3階以上の階にAを含み、かつA>300㎡**  
 地階又は3階以上の階に当該用途があり、かつ建物全体で当該用途の床面積が300㎡超  
**・階数が3以上 かつ A>300㎡**  
 階数が3以上(地階も階数に含みます)で、かつ建物全体で当該用途の床面積が300㎡超

**設備**とは  
 建築物(共同住宅は除く)に設けられた建築設備のうち、機械換気設備、機械排煙設備、非常用の照明装置が報告対象となります。

**防火**とは  
 延焼防止のため設けられた防火扉(随時閉鎖式)、防火シャッター、耐火スクリーン、ドレンチャージャーなどの防火設備が報告対象となります。

報告時期は特定行政庁により異なりますのでご注意ください。

福岡県・大牟田市 <共同住宅>	
E	S54年度以前、H3年度、H6年度、H9年度、H12年度、H15年度、H18年度、H21年度、H24年度、H27年度に竣工したもの
F	S55～S61年度、H4年度、H7年度、H10年度、H13年度、H16年度、H19年度、H22年度、H25年度、H28年度に竣工したもの
G	S62～H2年度、H5年度、H8年度、H11年度、H14年度、H17年度、H20年度、H23年度、H26年度に竣工したもの
福岡県 <就寝用福祉施設>	
K	H17年度以前、H27年度、H30年度に竣工したもの
L	H18～H25年度、H28年度に竣工したもの
M	H26年度、H29年度に竣工したもの

<※1>飲食店等とは、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、及び飲食店の用途に供する建築物です。  
 <※2>就寝用福祉施設とはサービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム、助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設、小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護の事業所、老人デイサービスセンター(宿泊サービスを提供するものに限る。)、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス(自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る)の事業所(利用者の就寝の用に供するものに限る。)  
 <※3>体育館、博物館、美術館等には、図書館、ポーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場を含みます。(※いずれも学校に附属するものを除きます)